



転入・転出のときは

転入するときは

▶ 市民課市民係

転出地の市区町村が発行した転出証明書を持って(特例転入を除く)、昭島市内に住み始めた日から14日以内に、市役所市民課または東部出張所で手続きをしてください。詳しくは、50ページをご覧ください。

外国籍の方、国外から転入する方は、52ページをご覧ください。

手続き	内容	担当部署
住民基本台帳カード、マイナンバーカード、通知カード	新住所を記載しますので、お持ちのカードの手続きをしてください。	市民課市民係
印鑑登録	必要な方は、新たに登録・申請をしてください。50～51ページをご覧ください。	
国民健康保険	前住所地で国民健康保険に加入していた方は、転入届の手続き後、保険証を郵送します。すでに国民健康保険に加入している世帯に入る方にも保険証を郵送します。	保険年金課 保険係
国民年金	海外から転入した方(厚生年金に加入していない方)は手続きをしてください。その他の方は手続きは必要ありません。	保険年金課 年金係
後期高齢者医療	前住所地で後期高齢者医療制度に加入していた方は、転入届の手続きの後、保険証を郵送します。	保険年金課 後期高齢者 医療係
介護保険	前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護度を引き継ぐことができますので、手続きをしてください。	介護福祉課 介護保険係
障害者手帳	障害者手帳と印鑑をお持ちのうえ、手続きをしてください。	
⑧医療証	所得証明書(前住所地で発行)、健康保険証、交付状況連絡票(前住所地で発行)、印鑑をお持ちのうえ、手続きをしてください。	障害福祉課 障害福祉係
心身障害者福祉手当	所得証明書(前住所地で発行)、印鑑、口座番号が分かるものをお持ちのうえ、手続きをしてください(一部対象外)。	
公立小・中学校	転入の届け出をすると、学校指定通知書が発行されます。この通知書と、今まで通学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。	指導課学務係
保育園	他の市区町村の保育園に入園しているお子さんで、引き続き同じ保育園への通園を希望するときは、申し込みをしてください。なお、昭島市内の保育園への入園を希望するときは、新規申し込みの手続きをしてください。	子ども子育て支援課 子ども子育て支援係
児童手当、 ⑨医療証、 ⑩医療証	前住所地で児童手当、乳幼児医療費助成制度、義務教育就学児医療費助成制度を受けていた方は、健康保険証、手当振込口座番号が分かるもの、印鑑をお持ちのうえ、手続きをしてください。	子ども子育て支援課 手当・医療助成係
水道の使用開始	水道部業務課 ☎543-6111へ連絡してください。また、インターネットからも手続きができます(詳しくは、水道部ホームページ「水道使用(開始・停止等)のご連絡」へ)。	水道部業務課
飼い犬の登録	犬の鑑札をお持ちのうえ、変更手続きをしてください。	環境課 環境保全係
新築・改築したとき	住居表示実施区域に建物を新築・改築したときは新しい住所を作る手続きが必要です。75ページをご覧ください。	市民課市民係

転入・転出のときは

転出するときは

▶ 市民課市民係

引っ越しの前後14日以内に、市役所市民課または東部出張所へ届け出てください。転出証明書を発行します。なお、郵送で転出届を提出することもできます。この場合、市から転出証明書を郵送しますので、到着までに数日かかります。

手続き	内容	担当部署
住民基本台帳カード、マイナンバーカード、通知カード	国外に転出する方は、お持ちのカードの手続きをしてください。	市民課市民係
印鑑登録	印鑑登録証をお持ちの方は返却してください。	
国民健康保険	国民健康保険証を、保険年金課保険係、東部出張所、あいぽっくのいずれかに返却してください。	保険年金課 保険係
国民年金	海外に転出する第1号被保険者の方は手続きをしてください。	保険年金課 年金係
後期高齢者医療	転出先の市区町村から新しい保険証が届いたら、これまで使用していた保険証を返却してください。	保険年金課 後期高齢者 医療係
介護保険	介護保険被保険者証をお持ちの方は返却してください。要介護認定を受けている方は、転出先の市区町村で介護認定を引き継ぐ方法を説明します。	介護福祉課 介護保険係
障害者手帳	障害者手帳と印鑑をお持ちのうえ、転出先の市区町村で手続きをしてください。	障害福祉課 障害福祉係
㊦医療証	㊦医療証と印鑑をお持ちのうえ、交付状況連絡票の発行を受けた後、転出先の市区町村で手続きをしてください。	
心身障害者福祉手当	所得証明書と印鑑、口座番号が分かるものをお持ちのうえ、転出先の市区町村で手続きをしてください。	
公立小・中学校	今まで通学していた学校から在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、転出先の市区町村で指定された学校へ提出してください。	指導課学務係
保育園	保育園に入園しているお子さんは、早めに連絡してください。引き続き昭島市内の保育園への通園を希望するときも、退園するときも手続きをしてください。	子ども子育て支援課 子ども子育て支援係
児童手当、 ㊧医療証、 ㊨医療証	児童手当、乳幼児医療費助成制度、義務教育就学児医療費助成制度を受けている方は、印鑑、㊧医療証、㊨医療証をお持ちのうえ、手続きをしてください。	子ども子育て支援課 手当・医療助成係
水道の使用中止	水道部業務課 ☎543-6111へ連絡してください。また、インターネットからも手続きができます（詳しくは、水道部ホームページ「水道使用（開始・停止等）のご連絡」へ）。	水道部業務課
飼い犬の登録	犬の鑑札をお持ちのうえ、転出先の市区町村で変更手続きをしてください。	環境課 環境保全係

転入・転出のときは

他市区町村に転入するときは、それぞれ手続きが必要です。左のページを参考にさせていただき、転入する市区町村に必要な書類などを確認してください。

〈 広告 〉

Akishima Photo Gallery

多摩川のカモ

ひまわり

医療法人社団 新東京石心会
昭島腎クリニック
人工透析内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~14:30	●	●	●	●	●	●
14:30~19:30	●	—	●	—	●	—
17:00~22:30	●	●	●	●	●	●

※日曜日は休診 ※透析時間は症状によって異なります。

内科・外科
※診療時間はお問い合わせ下さい
☎ 042-546-8581
松原町4-7-3 (拝島駅南口徒歩7分)

P有 送迎サービス 車イス対応車有

当クリニック

http://www.akishima-jin.jp/ ※看護師随時募集

